

## 議題 2. 南海トラフ地震臨時情報発表時における 府民への呼びかけ等について

# 説明内容

1. 前回会議での決定事項
2. 国の改善方策
3. 府の対応
  - (1) 府民・事業者への呼びかけの強化
  - (2) 学校や医療施設の対応等に係る統一的な判断基準
4. 今後の対応

# 1. 前回会議 (1) 府民・事業者への呼びかけの強化

- ・ 市町村とともに、  
府内共通の呼びかけに加えて  
津波の浸水想定区域など、地域特性に応じた  
呼びかけ内容及び効果的な呼びかけ手法等について検討し、  
南海トラフ地震臨時情報発表時に、  
府民・事業者へ効果的な呼びかけを行う。

# 1. 前回会議 (2) 国への提案

- ・ 第1回会議での意見を踏まえ、今般の臨時情報発表に伴う課題点や今後の改善点等について、国へ提案を実施。(10月17日提出、11月6日説明)

## ① 府民・事業者への呼びかけについて

国において臨時情報(巨大地震警戒・注意)が発表された場合の、国としての基本的な考え方や、国・都道府県・市区町村の役割や講ずべき措置基準をより具体的かつ明確に示して頂きたい。

## ② 学校(府立・市町村立・私立)の対応について

休校や学校行事(修学旅行や入学・卒業式等)の開催可否について所管省庁において統一的な判断基準を示して頂きたい。併せて、「事前避難対象地域」への修学旅行等の学校行事の実施に関し、業者等との調整も含め統一的な判断基準を示して頂きたい。

## ③ 医療施設・社会福祉施設等の対応について

所管省庁において施設や在宅等の類型に対応した統一的な留意事項を平時から事前に示すとともに、臨時情報発表時にも速やかに同事項を示して頂きたい。

## ④ イベント開催について

国においてイベント開催の可否に関する統一的な判断基準を示して頂きたい。

## ⑤ 公共発注工事などの継続について

民間工事も含め、所管省庁において工事継続の可否に関する統一的な判断基準や労働安全衛生面での留意事項を示して頂きたい。

## 2. 国の改善方策 3つの改善方策

- 内閣府より「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策」が12月20日に公表され、3つの改善方策が示された。

### 方策①：平時からの周知・広報の強化

- 臨時情報発表時に、国民及び防災関係機関が、戸惑うことなく、円滑かつ確実に防災対応をとることが重要。そのため、平時から、臨時情報の制度や、平時との違いを明確にすること、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようにすること等を目指した周知・広報を強化。(防災意識の周知・広報における政府広報との連携。)

- 新聞広告、テレビCM、ラジオ番組等
- 動画及びWEBコンテンツ作成・HP掲載
- 周知広報資料の再周知・多言語化
- チェックリストの充実



地方紙の防災の取組と連携した新聞広告の実施



動画

### 方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実

- 臨時情報発表時に、内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。
- 臨時情報発表時にとるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的で分かりやすく説明。(臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。)
- 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。



日頃からの地震への備えの再確認



非常持出品の常時携帯

### 方策③：各主体における防災対応検討の推進

- 地方公共団体・事業者等との意見交換を通じて、他機関の対応等を共有し、各主体の計画等の見直し・検討等につなげると共に、臨時情報発表時や大規模地震発生時における連携体制を強化。
- 国において、地方公共団体や関係機関等へアンケート結果のフィードバック、防災対応事例集の作成・共有、研修実施の支援による理解促進等を行い、各主体における不断の検討・改善を推進するとともに、各主体が実情に応じた取組を推進するための基本的な考え方をガイドラインに明記。



地方公共団体等との意見交換

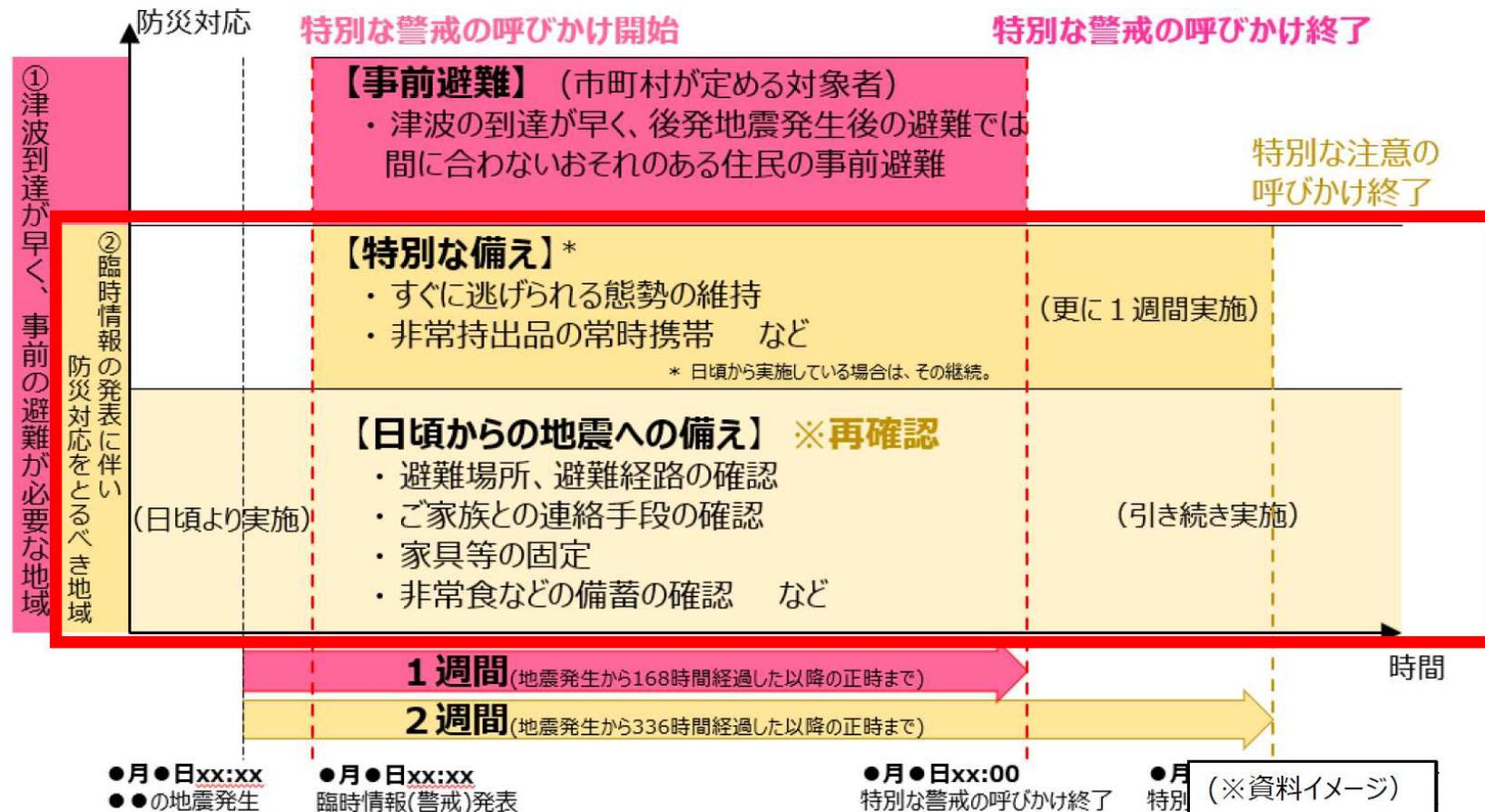
# 2. 国の改善方策② 臨時情報発表時の呼びかけの充実

## <①津波到達が早く、事前の避難が必要な地域>

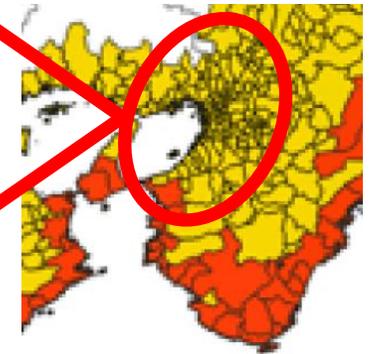
- ・ お住まいの市町村の指示に従い、対象者は事前避難。事前避難対象者以外は「特別な備え」及び「日頃からの地震への備えの再確認」を実施し、その上で社会経済活動を継続。

## <②臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域>

- ・ 「特別な備え」及び「日頃からの地震への備えの再確認」を実施し、その上で社会経済活動を継続。



## 大阪府の対象



臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

※大阪府域は、「事前避難対象地域」の指定はなし。

※南海トラフ巨大地震による津波(+1m)到達予想時間(最短)

岬町54分、堺市101分、大阪市110分

## 2. 国の改善方策② 臨時情報発表時の呼びかけの充実（住民）

- ・ 臨時情報(注意)発表時の住民の行動について説明。（臨時情報(警戒)発表時の事前避難対象者以外の住民や、臨時情報(警戒)発表から1週間経過後における全住民の行動も同様。）
- ・ 揺れを感じたり津波警報等が発表されたら、直ちに避難できるよう、「日頃からの地震への備えの再確認」及び「特別な備え」を行ったうえで、社会経済活動の継続を明示。

### 防災対応（住民）

- ・ 揺れを感じたり津波警報等が発表されたら、直ちに避難することが重要です。
- ・ 地震への備えとして、以下の事項を実施してください。

#### 日頃からの地震への備えの再確認

- 安全な避難場所・避難経路の確認、ご家族との連絡手段の確認、家具の固定、非常食などの備蓄の確認 など



#### 臨時情報の発表に伴う特別な備え

- 昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯 など



を実施した上で、社会経済活動を継続。

(※資料イメージ)

3

# 2. 国の改善方策② 臨時情報発表時の呼びかけの充実（事業者等）

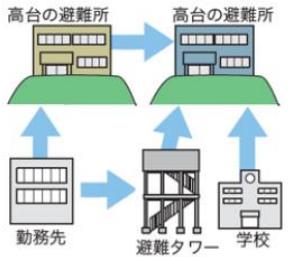
- 事業者等がとるべき対応について説明。
- 避難経路、避難誘導手順等の再確認や、迅速な情報伝達態勢等をとったうえで、社会経済活動の継続を明示。

- その他、偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起。

## 防災対応（事業者等）

- 避難場所、避難経路及び避難誘導手順の再確認の徹底や、
- 従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達など、

**揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に、従業員や施設利用者が直ちに避難できる態勢をとった上で、社会経済活動を継続。**



避難経路、避難誘導手順等の再確認



従業員や施設利用者への情報伝達

(※資料イメージ) 5

## その他の注意事項

- 偽・誤情報について  
無用の混乱を避けるために正しい情報を見極め、偽・誤情報の拡散などは絶対に行わないでください。（例えば、●月●日に巨大地震が発生するといった、具体的な日時等を指定して地震発生を予知する情報を政府が発表することはありません。）
- 過度な買いだめ・買い急ぎについて  
経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、食料品や生活必需品の必要以上の買いだめ、買い急ぎはお控えください。

(※資料イメージ) 10

# 3. 府の対応 (1) 府民・事業者への呼びかけの強化

## 国の改善方策および府内市町村の意見を踏まえた呼びかけの基本的な考え方

- ・ 府域は事前避難対象地域外のため、警戒・注意とも、同じ呼びかけを行う。
- ・ 国の呼びかけ内容に加えて「津波浸水被害想定区域」および「土砂災害の恐れのある地域」への呼びかけを行う。
- ・ 1日1回以上、呼びかける。
- ・ 防災行政無線・ホームページ・SNSを活用することを基本とし、地域の実情に応じて、公用車・青パト等も活用する。

日頃からの地震の備えの再確認	臨時情報発表に伴う特別な備え	その他注意事項	事業者等が取るべき対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全な避難場所・避難経路の確認</li><li>・ 家具の固定(L字金具・家具転倒防止板)</li><li>・ 家族との連絡手段の確認</li><li>・ 非常食など備蓄の確認</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ すぐに逃げられる体制の維持</li><li>・ 非常持ち出し品の常時携帯</li></ul> <p><b>府独自</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旅行、帰省等外出先の情報の確認</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 偽・誤情報への注意</li><li>・ 過度な買いだめ・買い急ぎの自粛</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底</li><li>・ 従業員や利用者への正確・迅速な情報伝達</li></ul>



**府独自**

「津波浸水被害想定区域」「土砂災害の恐れのある地域」に対する呼びかけ

- ・ 津波警報等発表時には直ちに海岸から離れ、注意報解除までは海岸に近づかない
- ・ 津波警報等発表時には地下街から浸水のおそれがない場所等へ避難
- ・ 斜面の反対側や家屋の2階での就寝・生活
- ・ 危険な場所(\*)に近づかない

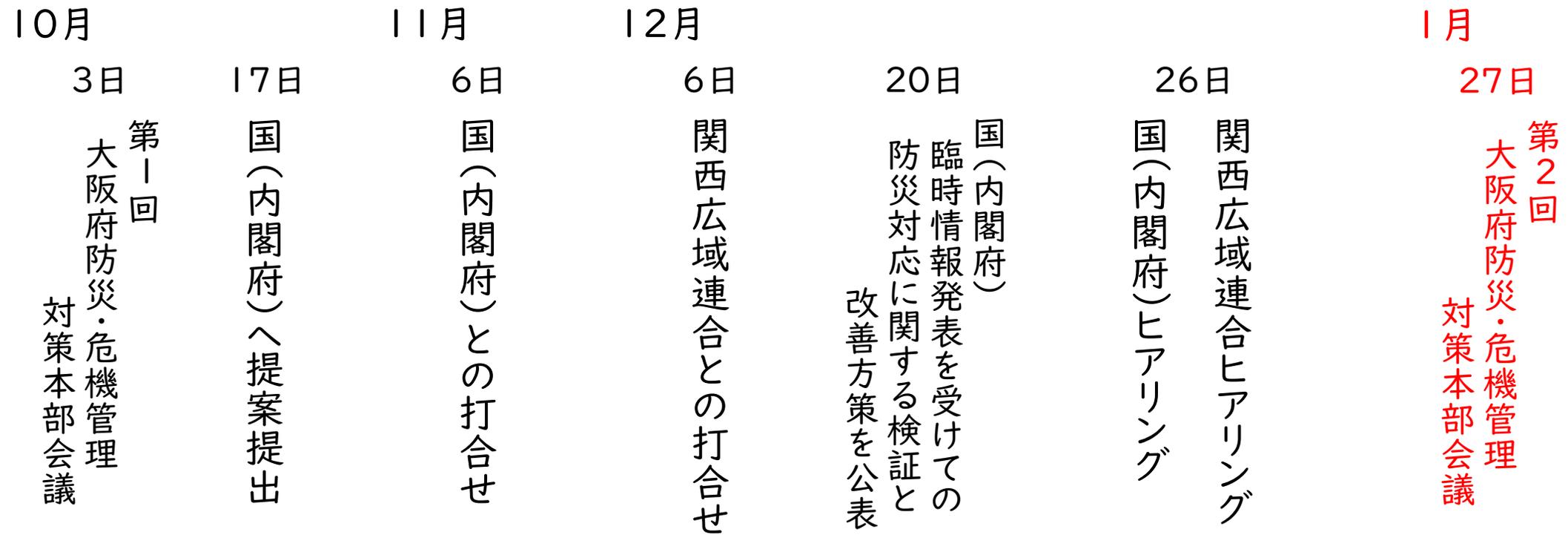
\*土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

その上で**社会経済活動を継続**

【呼びかけ期間】

- ◆臨時情報(注意)発表時 : 1週間
- ◆臨時情報(警戒)発表時 : 2週間

# 3. 府の対応 (2) 学校や医療施設の対応等に係る統一的な判断基準等 (国や関西広域連合との調整経過)



国(内閣府) : 各主体が実情に応じた取組を推進するための基本的な考え方をガイドラインに明記。

関西広域連合 : 提示される国の方針を踏まえ、不足部分などを抽出し、検討していく予定。

## 4. 今後の対応

### (1) 府民・事業者への呼びかけの強化

⇒ 市町村と連携して実施するための  
呼びかけ内容等を整理・運用していく (R7.4~)

### (2) 学校や医療施設の対応等に係る統一的な判断基準等

⇒ 国(内閣府)のガイドラインの追記・見直しに留意しながら  
必要に応じて、関西広域連合などと連携して国へ要望を  
継続していく